

件名：大臣臨時会見概要

日時	平成26年5月25日 1034～1043	担当	大臣官房広報課
場所	A棟1階ロビーぶら下がり	備考	中国戦闘機近接事案

1 発表事項

昨日ですが、5月24日午前11時頃及び12時頃、東シナ海におきましてわが国の海上自衛隊機、そして航空自衛隊機に対して、中国の戦闘機（Su-27）による異常な近接航空があったということでありますので、外交ルートを通じて抗議をした上で、このような形で公表させていただきました。今回の事案というのは、ひとつ間違ふと偶発的な事故につながる可能性がある危険な行為だと思っております。未だこのような、近接して接近するような中国戦闘機の飛行というのはかつてなかったということで、今回は特異的な例ということで公表させていただきました。

2 質疑応答

Q：今回の中国軍機の意図、狙いについては推測するしかないのですが、大臣はどのようにお考えでしょうか。

A：わが方は通常の警戒監視任務での飛行ですので、私どもとしては相手側の意図を推し量ることはできませんが、少なくともやはりこのような危険な行為は避けるべきだと思います。

Q：今回、接近された自衛隊機はいずれも情報収集関係の航空機だと思いますが、こういった事案が起きたことがわが国の情報収集態勢に何らかの影響を及ぼすことはあるのでしょうか。

A：これは従前から行っている情報収集だと思いますし、ましてや公海上でありますので何の制限もない中であります。私どもとしては、今後も必要な警戒監視をしっかりとした態勢で行っていくということであります。

Q：通常の情報収集とおっしゃいましたけれども、中露合同軍事演習の場所から考えると、その情報収集という認識でよろしいでしょうか。

A：いえ、そのような特定の目的ということではないと思います。また、従

前、中露が演習を行うと設定した海域・空域とは全く違う場所でありますので、私どもとしては通常の警戒監視任務の一環だと思っております。

Q：これまでありえないぐらいの近接とおっしゃいましたが、具体的に何mぐらいまで近づいたというものでしょうか。

A：海上自衛隊のOP-3Cとの間では約50m、それから航空自衛隊のYS-11EBとの間では約30mということですから、おそらく搭乗員からしたらすぐ目の前に中国の戦闘機が迫ってきたということだと思います。

Q：今回起きた空域なのですけれども、日本が防空識別圏と言っているエリアで、一方で中国が一方的に主張している防空識別区と重なるところです。それについて中国軍機が自衛隊機にスクランブルしてきたとの認識なんですか。

A：これはあの私どもとして、通常、例えば領海・領空に迫ってくる航空機に対しては、スクランブルをかけて対応します。ただ、通常スクランブルというのは、一定の距離をもって本当にその領海の方に入ってくる場合の対応が通常であって、今回のようにごく普通に公海上を飛んでいることに関して近接するなんてことはあり得ませんので、これは常識を完全に逸した近接行動だと思っています。

Q：確認ですけど、自衛隊機の方は中国の領空の方に向かって飛んでいたという飛び方ではなかったということでしょうか。

A：それはありません。それは通常、私どもが行っている警戒監視の任務の一環であります。

Q：発生時間は、午前11時、それから12時の時間だったと思うのですが、発表自体は、昨日の深夜でした。非常に時間がかかった印象があるのですが、発表するまでの政府としてどういったやりとりが行われたのでしょうか。

A：まず事案が発生しまして、ただ、正確な状況を確認するためには、これらの航空機が帰還してクルーから聞き取りをしたり、様々な例えば写真の情報とか、そういうものを分析する必要があります。その上で、やはりこれは非常に危険な状況だということで、私どもの方に情報が上がり、私どもとして、昨夜、本省におきまして緊急の会議を行いました。会議を行った中で、総理の方にもご報告をし、そして外交ルートで抗議をし、抗議が

終わった段階で公表ということになりましたので、昨夜の公表ということになりました。

Q：総理に報告したということですが、総理から改めて何か指示があったとか。

A：これはあの総理からは引き続きしっかりとした態勢をとっていただきたいという指示はありました。

Q：この事案について、自衛隊の戦闘機部隊は何か対応されたことはあるのでしょうか。

A：通常、私どもとして、特異的な例、あるいは、警戒監視が必要な場合にはスクランブルをかけます。私どもとしては、必要な対応を今回もとらしていただいております。

Q：大臣、今後も引き続きこのエリアというか空域が重なっている部分において、このような中国軍機による危険な対応というか、自衛隊機に近接する飛行も、もしかすると今後も可能性もあると思うのですが、自衛隊としては、どのような対応を改めてとりますか。

A：これは我が国の領土・領海・領空をしっかりと守っていくために必要な警戒監視を行っているということであります。ましてやこれらは警戒監視のための役割の航空機でありますので、特に何か戦闘機というわけでもありません。このような中で、通常どの国も行っている警戒監視の役割に対して、今回のような近接する異常な戦闘機の飛行というのはあってはならないことだと思えます。

Q：外交ルートを通じて抗議されたということですがけれども、その中国側からの今のところの反応と、今後の政府の対応についてお願いします。

A：私どもとしてこれは、外務省を通じての外交ルートでありますので、外務省として、今後ともしっかりとした抗議はしていただけると思っております。

Q：30～50mで異常な近接とおっしゃっているのですけれども、通常のルールは一般的にはどれくらいの距離というご認識でしょうか。

A：国際法上、特に航空機同士の距離というのは、何か決まっているわけではありません。どの国もそうですが、やはり各国の軍の航空機が近接するということは、何か不測の事態が起きかねないということで、通常は一定

の距離をとって対応をしております。日本の自衛隊もよく特異な事例ということで、写真を公表させていただいていますが、あれもあくまでも一定の距離をとってのことですので、相手を威嚇するような近接をするようなこと、これは通常行う行為ではないと思います。

Q：事案が発生した場所について、もう少し詳しく教えていただけないでしょうか。

A：日本の防空識別圏と中国の防空識別区の重なる東シナ海上空であるということでもあります。

Q：通常の情報収集とおっしゃっていましたが、今回のルートとか飛び方とか、全く今までと違うものはなかったのでしょうか。今回異常接近された上で。

A：通常私ども警戒監視の航空機を飛ばしておりますが、それは毎回同じところを飛ばしているわけではありません。少なくとも飛ばしているエリアについては、特異的なエリアということではないと思います。

Q：中国軍の戦闘機なのですけれども、近接飛行以外に何か威嚇的だったり、特異な態度をとったりというのはあったのですか。

A：クルーから聞きますとこの戦闘機にはミサイルが搭載されており、それから、かなり緊張感を持ってクルーは対応していたという報告は受けております。

Q：レーダーの照射とか、そういったものはなかった。

A：そういうことはないと思います。

Q：外交をルートで抗議とか、これは総理からの指示という認識でよろしいのですか。

A：通常、総理の承認をいただいて、私どもの判断として外務省と相談をし、外交ルートで抗議をさせていただいたということです。

Q：総理から「しっかり対応するように」という指示だったということですが、それ以外に総理の方からこの異常接近自体を受けて、受け止めとか言葉というのはありましたか。

A：時間も時間でしたので、私どもとして淡々と事案をお伝えし、報告をしたということでもあります。

以 上